

議案第103号

第5次新座市総合計画基本構想の策定について

第5次新座市総合計画基本構想を、別紙のとおり策定するものとする。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

第5次新座市総合計画基本構想を策定したいので、新座市総合計画策定条例第5条の規定により、この案を提出するものである。

第5次新座市総合計画基本構想

目次

第1編 序論

第1章 計画策定の背景	3
第1節 策定の趣旨	4
第2節 策定の視点	6
第3節 計画の構成と期間	7
第2章 新座市の現況	9
第1節 新座市を取り巻く社会状況	10
第2節 新座市の概況	13
第3節 新座市の人口	15
第4節 新座市の財政状況	18
第5節 市民意識	20
第6節 まちづくりの基本的な課題	33

第2編 基本構想

第1章 基本方向	37
第2章 将来都市像	38
第3章 基本政策	40
基本政策1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】	40
基本政策2 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】	42
基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】	44
基本政策4 にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】	46
基本政策5 安全・安心を実感できるまち【安全安心】	48
基本構想の推進のために	50

第 1 編 序論

- 第 1 章 計画策定の背景
- 第 2 章 新座市の現況

第 1 章 計画策定の背景

- 第 1 節 策定の趣旨
- 第 2 節 策定の視点
- 第 3 節 計画の構成と期間

第1章 計画策定の背景

第1節 策定の趣旨

新座市ではこれまで、将来都市像を示し、その実現に向けた施策を総合的・体系的に整理した長期計画を策定して、市政運営に取り組んできました。平成22年度(2010年度)には第4次新座市基本構想総合振興計画(以下「第4次基本構想」といいます。)を策定して、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化などの行政課題に対応しながら、将来都市像として掲げた「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」の実現に向けて取り組んできたところです。

こうした中、平成23年(2011年)8月に施行された地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務がなくなり、策定の要否については、市町村の判断に委ねられることとなりました。

新座市では、基本構想や基本計画については、市政運営の目標を明確にし、その目標を達成するための施策等を位置付ける最上位計画であることから、引き続き策定することとしました。また、計画の構成については、第4次基本構想までは基本構想及び基本計画の2層の計画としていましたが、より計画的に市政を推進すべきとの考えから、第5次となる計画は基本構想、基本計画及び実施計画の3層の計画とすることとしました。

これらの検討結果を整理し、基本構想等の計画策定や新座市総合計画審議会の設置、議会の議決など総合計画に関する基本的事項を定めた新座市総合計画策定条例を平成31年(2019年)3月に制定しました。

そして、第4次基本構想の計画期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、第5次新座市総合計画(以下「総合計画」といいます。)の策定に向けて検討を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」といいます。)の影響や総合計画の裏付けとなる今後の財政見通しを立てることが難しくなったことから、総合計画の策定を2年先送りすることとしました。

この度、本市を取り巻く社会状況や課題を改めて整理した上で、今後10年間のまちづくりにおいて、本市が目指すべき姿や方向性を明らかにするため、令和5年度(2023年度)以降の市政運営の指針となる総合計画を策定するものです。

今後は、この計画に基づき、これまでのまちづくりの成果も踏まえつつ、10年先の将来を見据えた取組を進めていきます。

【これまでの変遷】

第1次	第1次新座市総合振興計画（基本構想）
	計 画 期 間：昭和48年度(1973年度)～昭和59年度(1984年度)
	将来都市像：自然と人間の調和した住宅都市
第2次	第2次新座市基本構想総合振興計画
	計 画 期 間：昭和60年度(1985年度)～平成12年度(2000年度)
	将来都市像：自然と人間の調和した健康都市
第3次	第3次新座市基本構想総合振興計画
	計 画 期 間：平成13年度(2001年度)～平成22年度(2010年度)
	将来都市像：元気の出る 人と自然が共生する 快適環境都市
第4次	第4次新座市基本構想総合振興計画
	計 画 期 間：平成23年度(2011年度)～令和2年度(2020年度)
	将来都市像：連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ

※ 令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)は、「市政運営の基本方針～難局を乗り越え、持続可能なまちを目指して～」に基づき、市政を推進しました。

第1章 計画策定の背景

第2節 策定の視点

総合計画の策定に当たって留意した点は、次のとおりです。

1 持続可能なまちの実現に向けた計画

人口減少・少子高齢化の進行を見据え、持続可能なまちの実現に向けた計画とします。また、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の視点や考え方を取り入れながら、市政を推進する上でSDGsの達成につながる計画とします。

2 財政状況を踏まえた実効性のある計画

新座市の財政状況を踏まえ、施策・事業内容について検証し、実効性のある計画とします。

3 市民に分かりやすく職員が活用しやすい計画

従来の計画体系を見直し、シンプルな構成とすることで、市民に分かりやすく、職員が活用しやすい計画とします。

第1章 計画策定の背景

第3節 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成します。

1 基本構想

【令和 5 年度(2023 年度)～令和 1 4 年度(2032 年度) (10 年間)】

市政運営の指針となる長期構想であり、市が目指すべき将来都市像を掲げ、分野ごとの基本政策を示します。

2 基本計画

【前期：令和 5 年度(2023 年度)～令和 9 年度(2027 年度) (5 年間)】

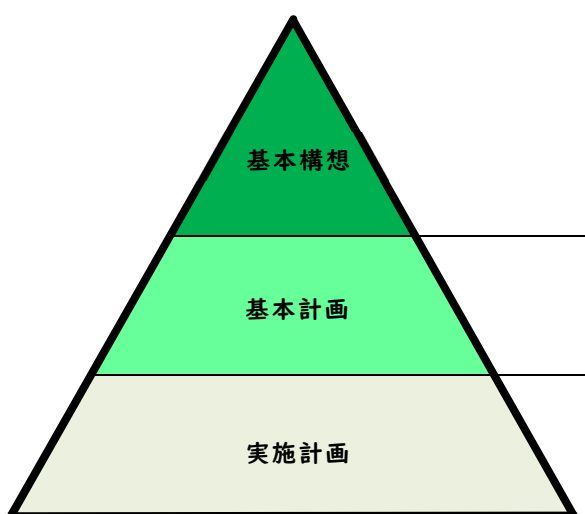
【後期：令和 1 0 年度(2028 年度)～令和 1 4 年度(2032 年度) (5 年間)】

基本構想に掲げる将来都市像及び基本政策を実現するため、各分野における施策の現況と課題や主な施策展開などを示します。

3 実施計画

基本計画に掲げる施策を推進するための主要な事業の概要、事業費などを示します。3 年間を計画期間とし、事業の進捗状況等を踏まえ、毎年度見直しを行います。

《第5次新座市総合計画の構成》



令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)
基本構想 (10年)									
前期基本計画 (5年)					後期基本計画 (5年)				
実施計画 (3年)			実施計画 (3年)			ローリング方式により 毎年度見直し			
実施計画 (3年)		実施計画 (3年)		実施計画 (3年)		実施計画 (3年)			

分野別計画

総合計画の下、必要に応じて個別の計画を策定し、事業を円滑に実施します。

第2章 新座市の現況

- 第1節 新座市を取り巻く社会状況
- 第2節 新座市の概況
- 第3節 新座市の人口
- 第4節 新座市の財政状況
- 第5節 市民意識
- 第6節 まちづくりの基本的な課題

第2章 新座市の現況

第1節 新座市を取り巻く社会状況

1 新型コロナウイルスの影響

令和元年(2019年)末に発生が確認された新型コロナウイルスは、人々の健康や生命を脅かすとともに、医療提供体制に大きな影響を与えました。また、不要不急の外出自粛に加え、学校の休校や商業施設に対する営業自粛要請、感染防止対策を徹底するための新しい生活様式への適応など、人々の生活を一変させました。

これにより、人々の生活様式や子どもたちへの教育、働き方や価値観など、社会の構造が大きく変わることが予測されており、こうした社会変容を踏まえた、ウィズコロナ、ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。

2 人口減少・少子高齢化の進行

我が国は出生数の減少などを背景として、平成20年(2008年)頃をピークに人口減少局面に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成29年(2017年))によれば、平成27年(2015年)に1億2,709万人だった総人口はその後も減り続け、令和35年(2053年)には1億人を下回ると予想されています。また、出生数の減少とともに、平均寿命が伸びていることを背景として、今後も少子高齢化の傾向が続くとされています。

人口減少と少子高齢化の進行は、経済規模の縮小につながるほか、年金・医療・介護等の社会保障の負担、給付が増加し、制度維持や財政面にも深刻な影響が及ぶとみられています。また、有識者でつくる民間団体が、将来的に「消滅する可能性が高い」自治体が896市区町村に上るとの試算を発表するなど人口減少に伴う自治体の存続に対する危機感がこれまでになく強まっています。

こうした状況に対応するため、国は東京一極集中と人口減少の克服を目指し、政府機関・企業の地方移転や、地方での起業支援などを重点的に進めている一方、各市区町村は「地方版総合戦略」を策定し、子育て環境の整備や移住者の呼び込みに取り組んでいます。

3 安全・安心な環境づくりの重要性

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災は、大規模な津波を伴い、東北地方を始め、甚大な被害を与えました。その後も、平成28年(2016年)4月の熊本地震のほか、西日本を襲った平成30年(2018年)7月豪雨、同年9月の北海道胆振東部地震、また、令和元年(2019年)には、9月に房総半島台風(台風第15号)、10月に東日本台風(台風第19号)と、非常に強い勢力の台風が立て続けに関東地方や近隣の地域に上陸するなど、近年、地震、風水害を始めとする自然災害が頻発しています。

そのため、被害を最小化する「減災」や、「自助」、「互助」、「共助」に向けた防災意識の向上、地域の支え合いを基盤とした自主防災組織の強化など、災害に強いまちづくりがこれまで以上に求められています。

一方、高度成長期以降に整備した社会資本の老朽化が全国で深刻な問題となっており、道路・橋梁などの都市インフラだけでなく、公共施設の維持管理・更新や老朽化対策が急務となっています。

暮らしの中では、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを使用した犯罪が問題となっており、地域全体で安全・安心な環境づくりに取り組むことが求められています。

4 技術革新の進展

近年、AI(人工知能)[※]やIoT(モノのインターネット)[※]、多様かつ複雑な作業を自動化するロボットなどに代表される技術革新が世界規模で進展しています。国においては、こうした先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるような新たな社会「Society 5.0[※]」の実現を目指しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大において行政のデジタル化の遅れが浮き彫りとなる中、国においては、社会経済活動全般のデジタル化の推進を通じて制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)[※]の取組を加速しています。令和3年(2021年)5月にデジタル改革関連法が成立し、同年9月にデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁[※]が設置され、マイナンバーカードの利便性向上や押印の見直しなど、国民目線で行政サービス向上につながる取組をできるものから積極的に実践するとしています。

5 SDGs※の達成に向けた取組

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が全会一致で採択されました。SDGsは17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能なものとするために、全ての国連加盟国が令和12年(2030年)までに取り組む国際目標です。

我が国においても「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されたことにより、地方公共団体、民間企業、金融機関等の多様なステークホルダー※による取組の活性化が重要視されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 新座市の現況

第2節 新座市の概況

1 位置と地勢

新座市は、埼玉県の最南端に位置する総面積22.78km²の市です。県内では朝霞市、志木市、所沢市、三芳町の3市1町と接するほか、東京都の練馬区、西東京市、東久留米市、清瀬市と接しています。

北部を柳瀬川、南部を黒目川が流れ、両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

東京都心から約25km圏内に位置し、JR武蔵野線、東武東上線、西武池袋線のほか、国道254号、国道463号によって東京都や県央と結ばれています。

新座市は、自然を多く残しながら、首都圏へのアクセスの利便性が高いなど、住環境や立地条件に恵まれた住みやすいまちであるといえます。

図表 新座市の位置



2 沿革

新座市の名称は、奈良時代に朝鮮半島の新羅しらぎから渡来人が移住し、「新羅郡しらぎぐん」が置かれたことに端を発しており、その後は「新倉郡にいくらぐん」や「新座郡にいざぐん」などと名称が変遷していきました。

鎌倉時代から南北朝時代にかけては、武蔵武士むさしぶしが台頭し、片山郷かたやまごうの出身である片山氏が黒目川流域を中心に活躍しました。また、普光明寺や氷川神社を中心とする柳瀬川流域の大和田郷おおわたごう一帯も文化的な発展を遂げました。

近世に入り、江戸時代には、野火止台地が開拓され、野火止用水の開削や畑・雑木林の整備が行われたほか、川越街道の整備や平林寺の移転などを経て、「肥沃な農村地帯」として発展してきました。

明治時代には、多くの村が合併して「大和田町」と「片山村」となり、昭和30年(1955年)3月にこの二つの町村が合併して新座町が成立しました。さらに、昭和45年(1970年)11月、県下で30番目の市として市制を施行し、現在の新座市となりました。

その後、宅地開発が進み、首都近郊のベッドタウンとして発展し、近年では、三つの大学が立地する文教都市の性格も有しています。

第2章 新座市の現況

第3節 新座市の人口

I 人口の推移

(1) 総人口の推移

平成23年(2011年)から令和4年(2022年)までの総人口(各年10月1日時点の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計)の推移を見ると、緩やかに増加しています。

図表 総人口の推移



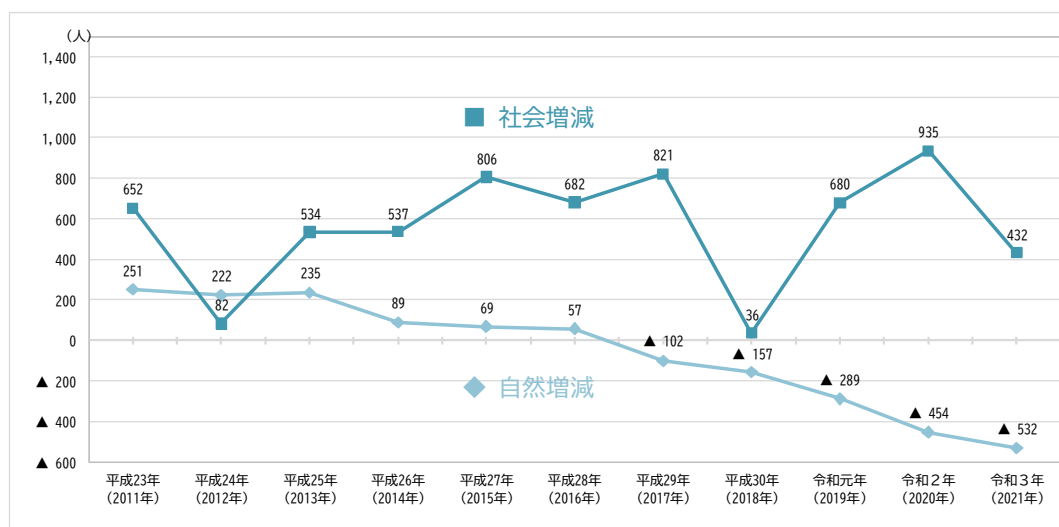
資料：「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」(各年10月1日現在、新座市)

(2) 人口動態の推移

人口動態を見ると、平成28年(2016年)までは出生者数が死亡者数を上回る人口の自然増が続いてきましたが、平成29年(2017年)以降は出生者数が死亡者数を下回り、令和3年(2021年)は532人の自然減となっています。

一方、転出者が転入者を上回る社会増が続いており、令和3年(2021年)は432人の増となっています。

図表 人口動態の推移

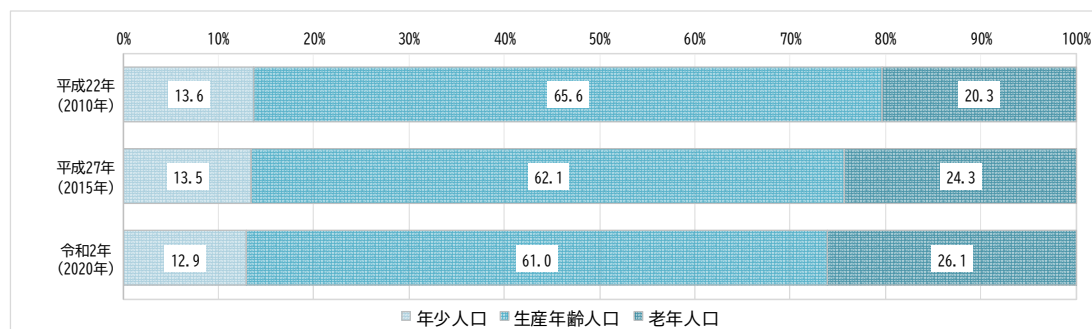


資料：「住民移動月報」「人口動態一覧表」(新座市)

(3) 年齢3区分別人口比の推移

新座市の年齢3区分別人口比の推移(平成22年(2010年)~令和2年(2020年))を見ると、年少人口(0~14歳)が13.6%から12.9%へと0.7ポイント、生産年齢人口(15~64歳)が65.6%から61.0%へと4.6ポイント減少する一方、老年人口(65歳以上)は20.3%から26.1%へと5.8ポイント増加しており、少子高齢化が進行していると考えられます。

図表 年齢3区分別人口比の推移

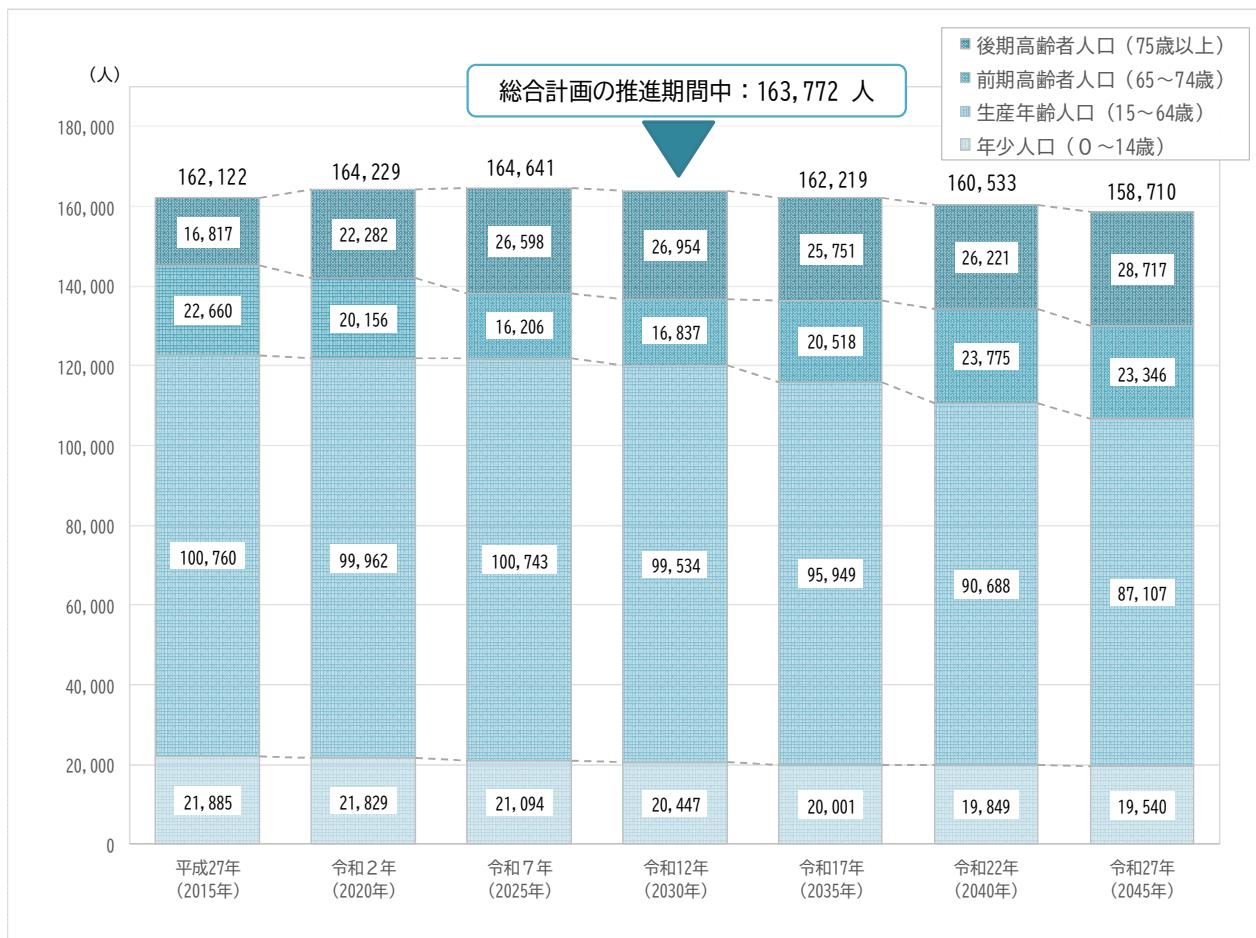


資料：「国勢調査」(総務省)

2 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総合計画の推進期間中である令和12年(2030年)には、新座市の人口は163,772人(国勢調査人口ベース)となるとされており、その後も緩やかに減少していくことが予測されています。

図表 国立社会保障・人口問題研究所による推計(平成30年(2018年)3月)



第2章 新座市の現況

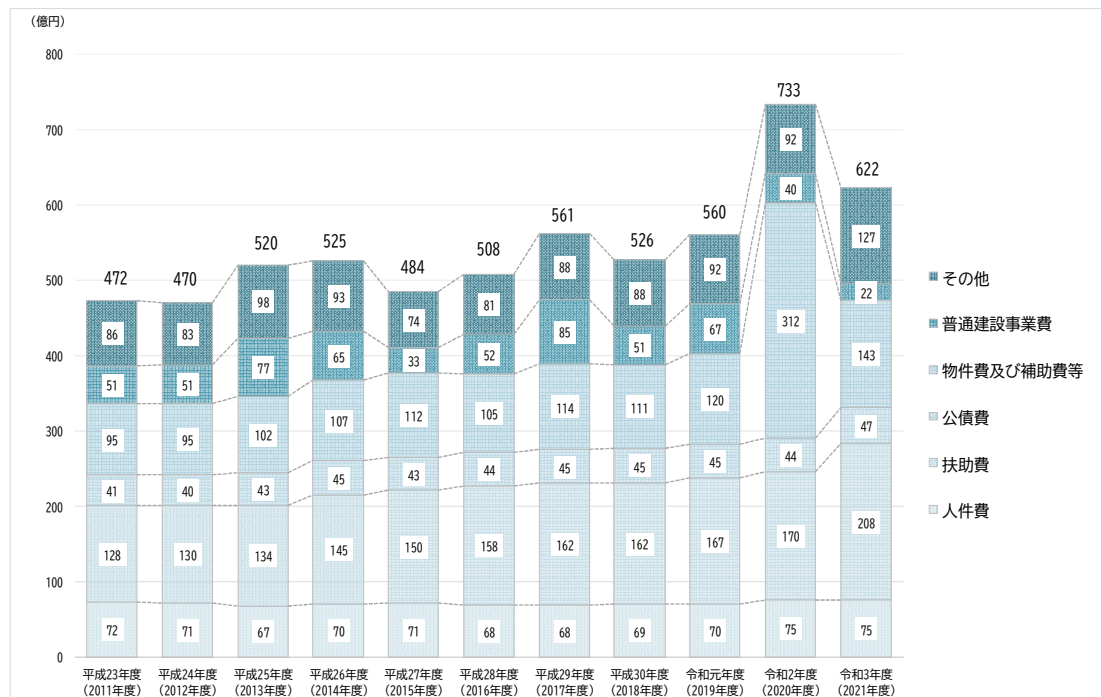
第4節 新座市の財政状況

新座市の少子高齢化の進行は、財政状況にも反映されているところであり、歳出については、扶助費[※]を始めとした社会保障関連経費が増え続けています。これは全国的な傾向ですが、加えて新座市は独自の事業を積極的に展開してきたことも要因として伸びが顕著になっています。

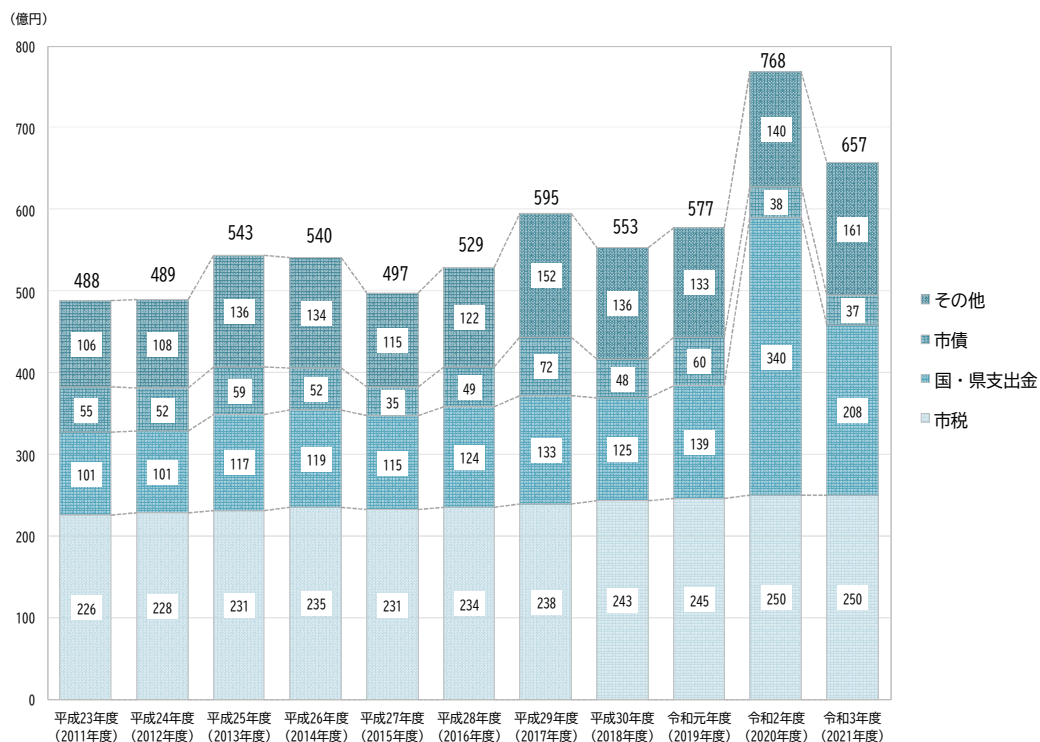
一方、歳入については、財源の中心である市税は微増傾向にあるものの、事業を維持していくためには十分ではなく、不測の事態に備えるための財政調整基金[※]の取崩しや不用土地の売払いなど、臨時的な財源により対応してきましたが、このような財源も限りがあることから、平成30年(2018年)9月に財政健全化方針を策定し、財政運営の立て直しに向けた取組を進めてきました。

そのような中で発生した新型コロナウイルスは市政運営に大きな影響を与え、その対策を講じるため、国の交付金の活用に併せ、財政調整基金の取崩しや他の基金を廃止して財源を捻出しながら対応しました。こうした結果、本市の財政調整基金は少額となり、この先の財政運営が更に厳しいものとなることが予測されたことから、令和2年(2020年)10月から令和4年(2022年)3月までの約1年半の間、財政非常事態宣言を発出し、事業の削減を通じて歳出の抑制を図った経緯があり、今後も引き続き財政健全化に向けた取組を行うこととしています。

図表 歳出（決算額）



図表 歳入（決算額）



※ 令和2年度(2020年度)は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付や、特別定額給付金の給付事務等により、歳入・歳出ともに大幅に増加しています。

第2章 新座市の現況

第5節 市民意識

市民の生活環境に対する意識や市政への要望、評価などを把握し、今後の市政運営の基礎資料とするため、「新座市民意識調査」を実施しました。

- 第14回新座市民意識調査（平成30年度(2018年度)実施)
 - ・ 調査対象 6,000人（無作為抽出による20歳以上の市民）
 - ・ 調査期間 平成30年(2018年)6月16日から同年7月16日まで
 - ・ 回収数 2,626票

【比較データ】

- 第13回新座市民意識調査（平成25年度(2013年度)実施)
 - ・ 調査対象 6,000人（無作為抽出による20歳以上の市民）
 - ・ 調査期間 平成25年(2013年)10月11日から同月28日まで
 - ・ 回収数 2,918票

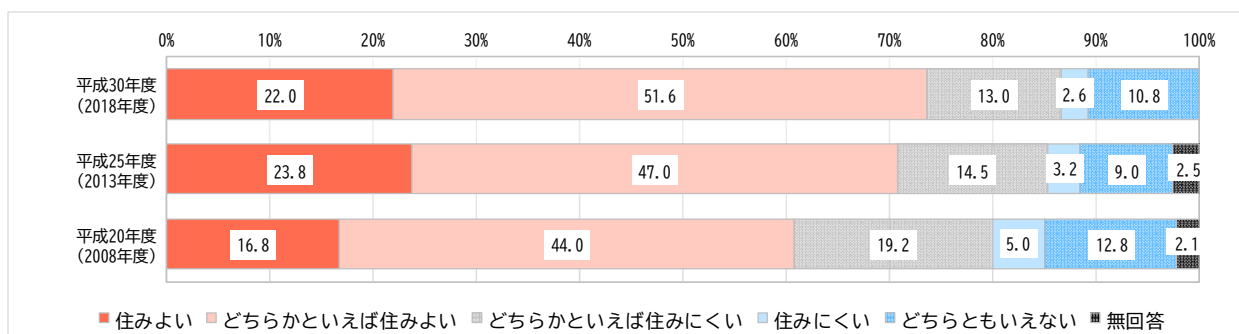
- 第12回新座市民意識調査（平成20年度(2008年度)実施)
 - ・ 調査対象 6,000人（無作為抽出による20歳以上の市民）
 - ・ 調査期間 平成21年(2009年)2月13日から同月27日まで
 - ・ 回収数 3,073票

1 住み心地・定住意向

(1) 新座市の住み心地

「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた肯定的な意見は計 73.6%で、平成25年度(2013年度)調査時(計 70.8%)と比べて 2.8 ポイント、平成20年度(2008年度)調査時(計 60.8%)と比べて 12.8 ポイント伸びており、長期的に見て、住み心地が良いと感じる市民の割合が多くなっていることが分かります。

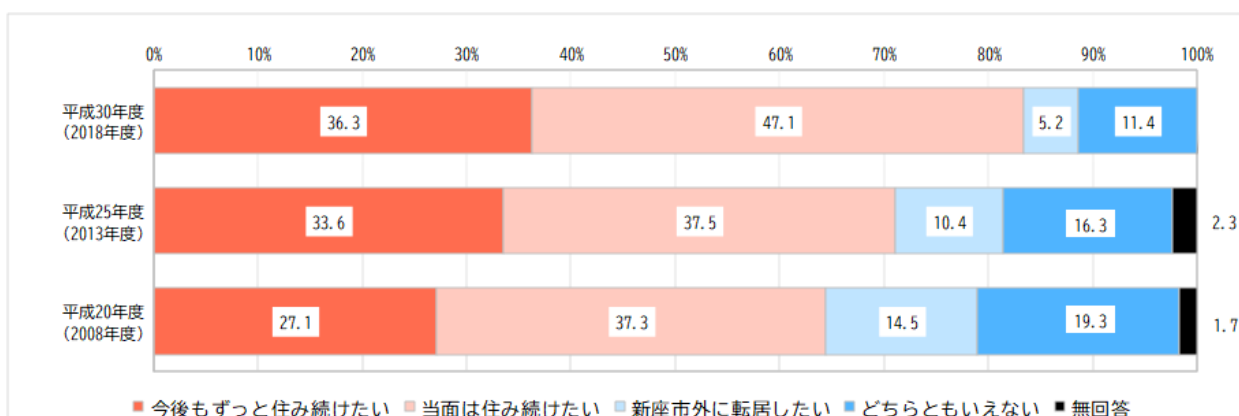
図表 新座市の住み心地



(2) 定住意向

平成30年度(2018年度)は「当面は住み続けたい」と「今後もずっと住み続けたい」を合わせた『定住に前向きな回答』が8割以上(計 83.4%)を占めており、平成25年度(2013年度)(71.1%)から 12.3 ポイント、平成20年度(2008年度)(64.4%)から 19.0 ポイント上昇していることから、市民の定住意向は強まっていると考えられます。

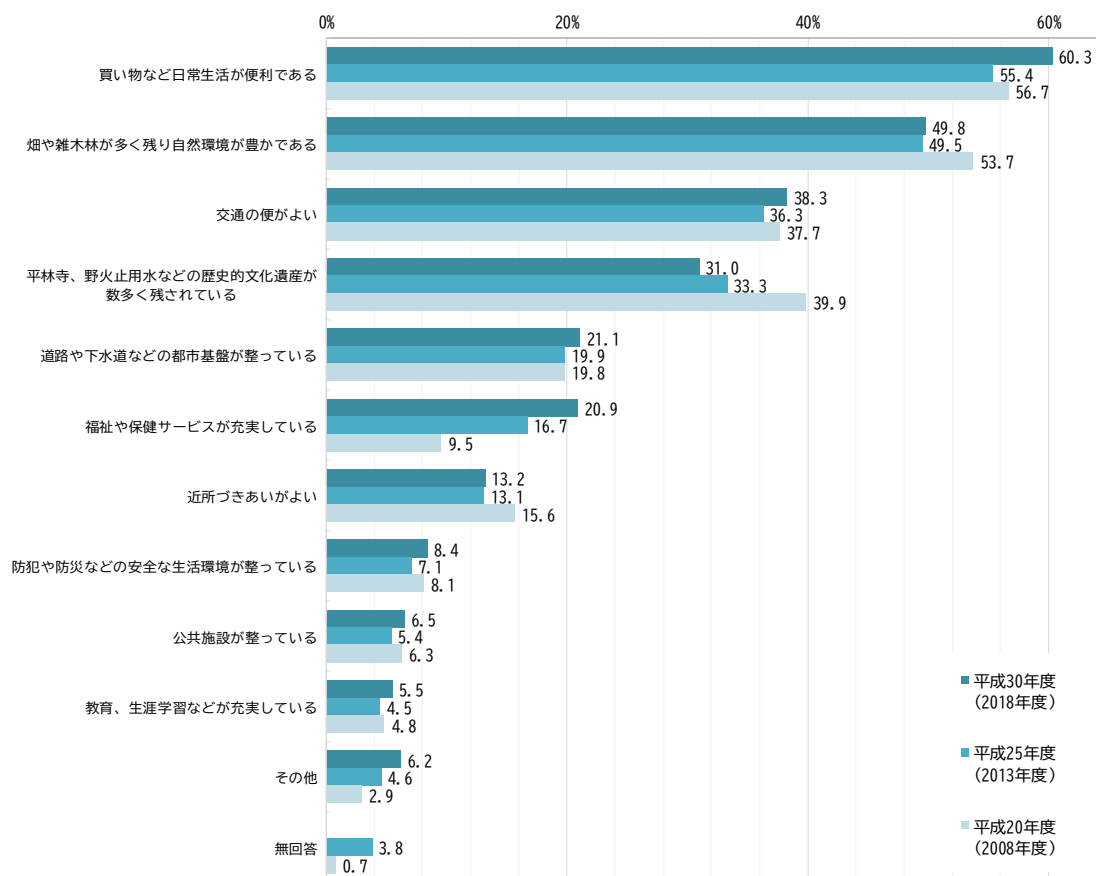
図表 定住意向



2 住みよいと感ずる理由

平成20年度(2008年度)以降、上位の4項目は同様であることから、市民が住みよいと感ずる理由は、大きな変化はないといえます。

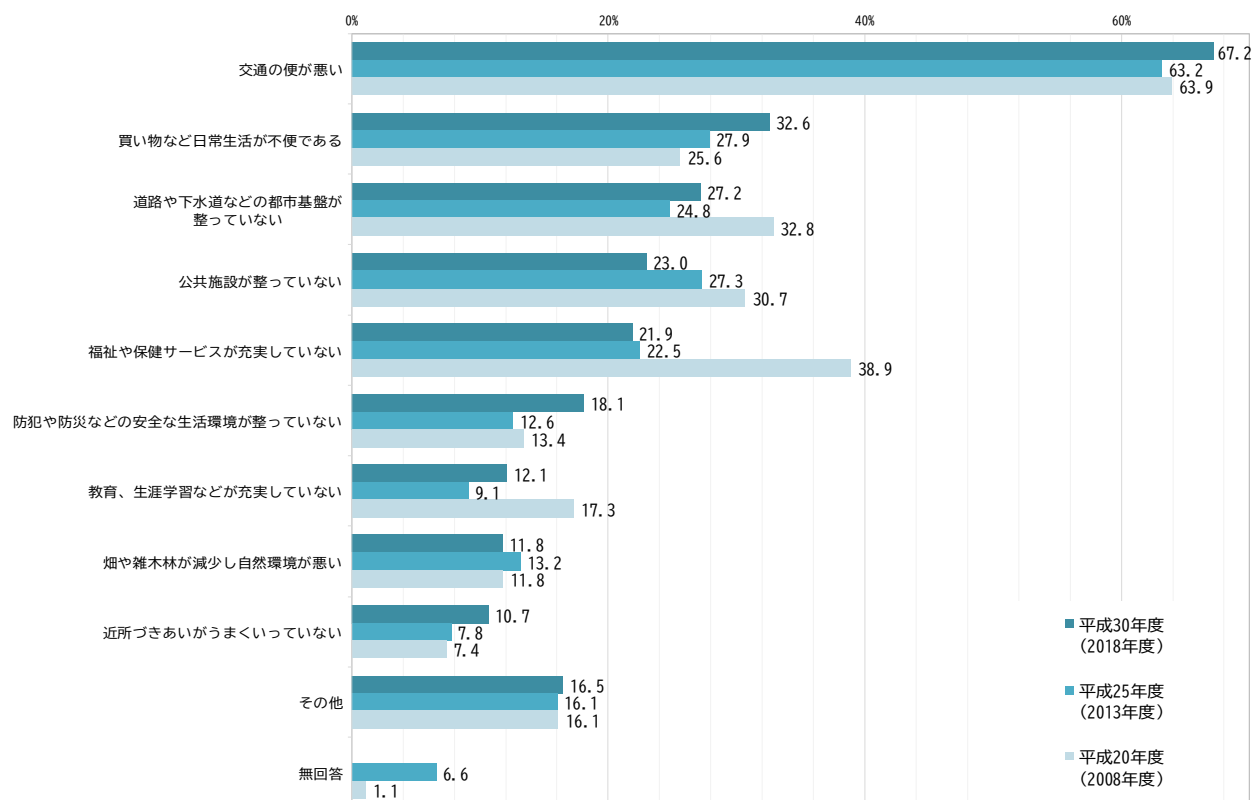
図表 住みよいと感ずる理由 (三つまで複数回答可)



3 住みにくいと感ずる理由

「交通の便」や「日常生活での利便性」については、住みよいと感ずる理由としても挙げられていると同時に、住みにくいと感ずる理由にも挙げられていることから、住み心地を判断するに当たって、重要な要素であることが分かります。

図表 住みにくいと感ずる理由（三つまで複数回答可）



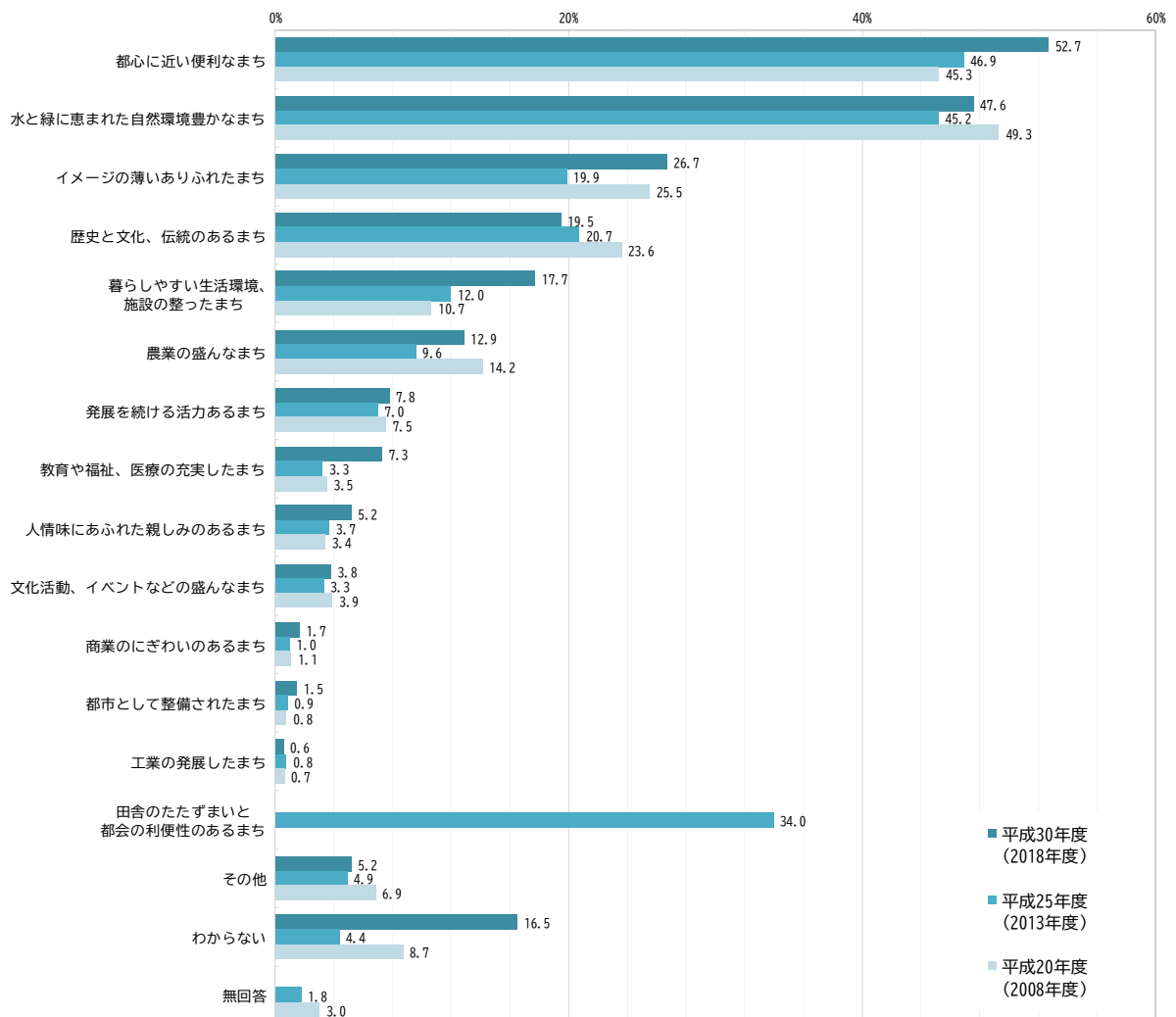
4 新座市のイメージ

「都心に近い便利なまち」、「水と緑に恵まれた自然環境豊かなまち」とした回答が過去3回の結果全てで突出しており、東京都心へのアクセスの利便性を有しながらも豊かな自然に恵まれたまちといった市民が抱くイメージに変化はないといえます。

このことから、これらのイメージを踏まえつつ、これからのまちづくりを進めていく必要があることが分かります。

また、「イメージの薄いありふれたまち」と感じている市民もいることから、新座市のイメージを市内外に発信していくことが重要です。

図表 新座市のイメージ（三つまで複数回答可）



〈参考〉小・中学生アンケートの結果

市民意識調査と併せて、未来の新座市を担う子どもたちの市に対する望みなどを把握するため、「小・中学生アンケート」を実施しました。

○ 小・中学生アンケート（平成30年度(2018年度)実施)

- ・ 調査対象 市内17小学校の5、6年生各1クラス（ただし、4クラス以上ある学年は、2クラス）、市内6中学校の1～3年生各1クラス
- ・ 調査期間 平成30年(2018年)10月8日から同年11月30日まで
- ・ 対象人数 1,835人

【比較データ】

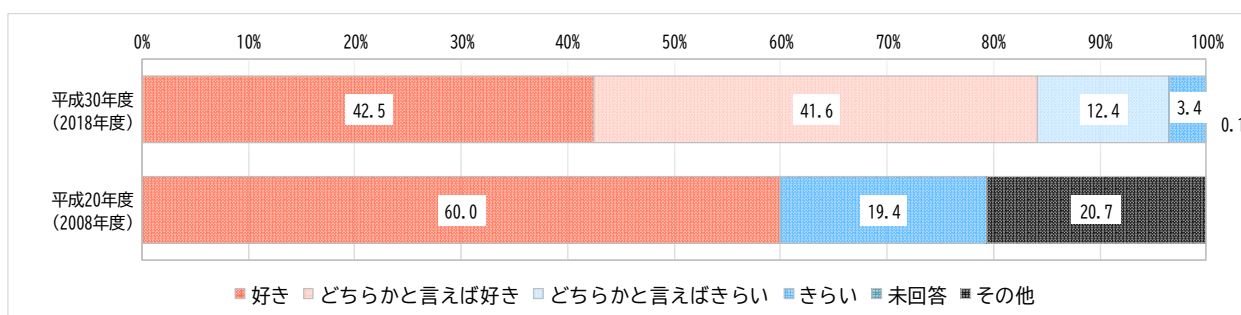
■ 小・中学生アンケート（平成20年度(2008年度)実施)

- ・ 調査対象 市内17小学校の5、6年生各1クラス、市内6中学校の1～3年生各1クラス
- ・ 調査期間 平成20年(2008年)12月18日から平成21年(2009年)1月15日まで
- ・ 対象人数 1,658人

□ 新座市の好き嫌い

「好き」と「どちらかと言えば好き」を合わせた肯定的な回答は計84.1%で、平成20年度(2008年度)の「好き」(60.0%)を24.1ポイント上回っていることから、新座市を好きだと感じる児童・生徒は増えているといえます。

図表 「新座市」の好き嫌い

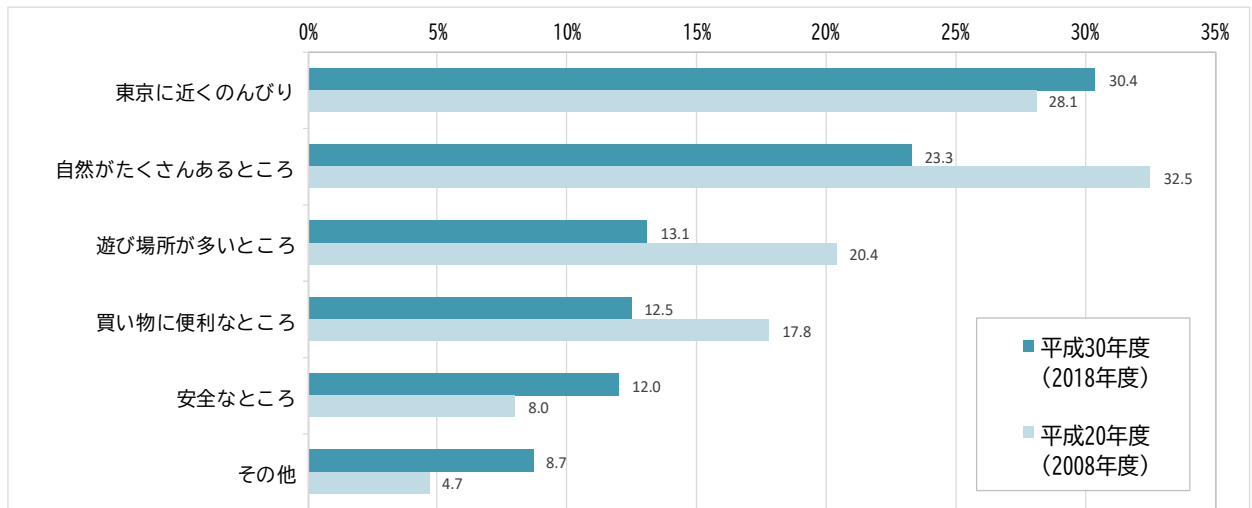


※ 「どちらかと言えば好き」「どちらかと言えばきらい」の選択肢は平成30年度(2018年度)アンケートから取り入れられたため、平成20年度(2008年度)アンケートにはありません。

□ 好きな理由

平成30年度(2018年度)と平成20年度(2008年度)で、上位2項目の組合せ(「東京に近くのんびり」、「自然がたくさんあるところ」)に変わりはありませんが、順位が逆転しており、東京都心へのアクセスの利便性により好感を持つ児童・生徒が増えていると考えられます。

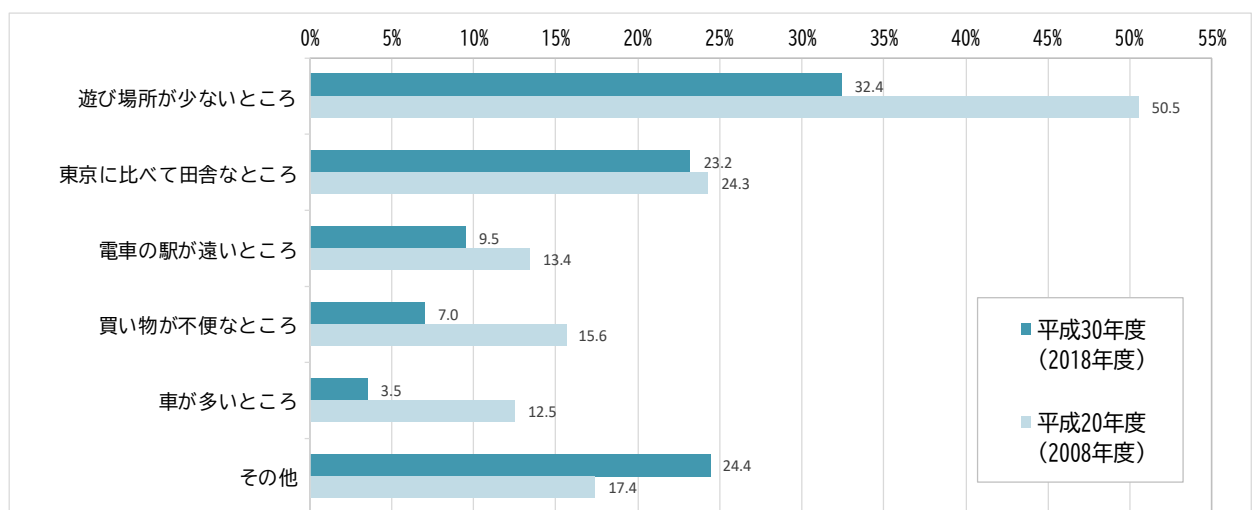
図表 好きな理由(複数回答可)



□ 嫌いな理由

「遊び場所が少ないところ」に「東京に比べて田舎なお店」が続いています。「田舎」は「好きな理由」で挙げられていた自然豊かなイメージにも通じる要素ですが、娯楽施設といった都市的なインフラの少なさがネガティブなものとして捉えられている可能性があります。

図表 嫌いな理由(複数回答可)

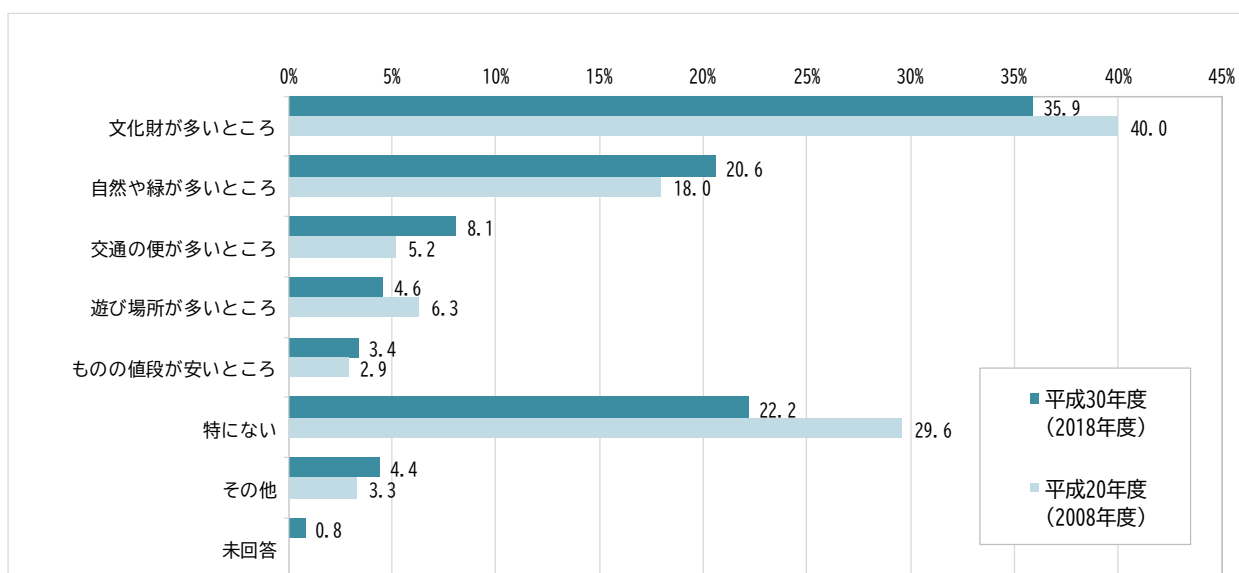


□ 新座市の自慢

「文化財が多いところ」に「自然や緑が多いところ」が続いています。

「好きな理由」として挙げられた豊かな自然環境に加え、新座市の歴史的な財産も好感が持たれているといえます。

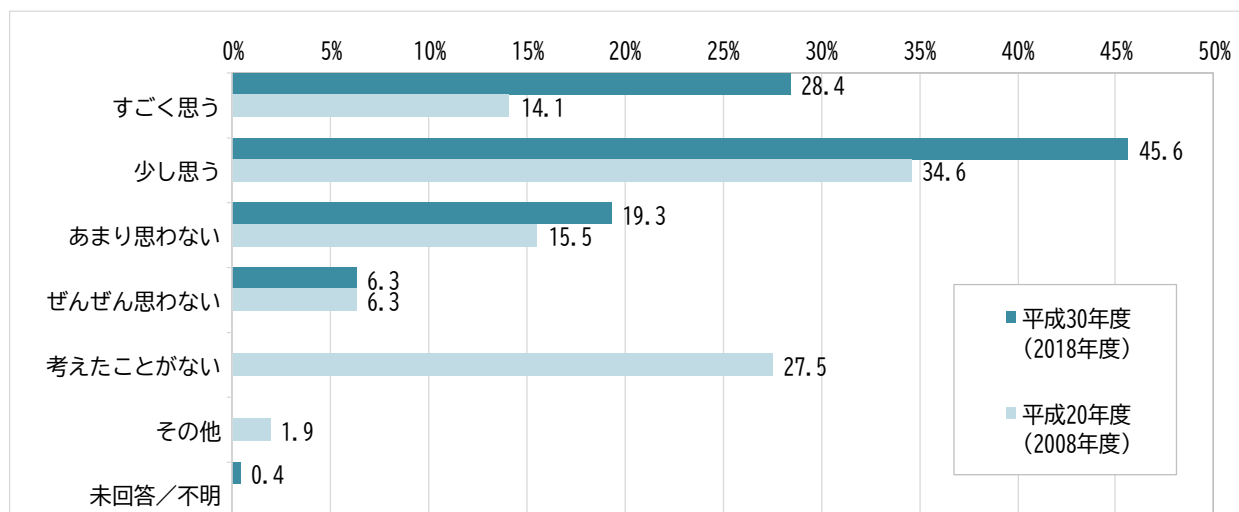
図表 新座市の自慢（複数回答可）



□ これからも住みたいと思うか

「少し思う」に「すごく思う」が続いています。全体として今後の定住に前向きな子どもが多い傾向にあります。

図表 これからも住みたいと思うか



〈参考〉新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査について

内閣府では、新型コロナウイルスの影響下における人々の生活意識・行動の変化を調査し、テレワーク実施率を含む働き方の変化や家族と過ごす時間などの生活の変化、地方移住への関心や生活満足度などの意識の変化を明らかにするための調査を実施しています。

総合計画においては、平成30年度(2018年度)に実施した市民意識調査及び小・中学生アンケートの結果に加え、新型コロナウイルスの影響による国民の意識の変化を補足するため、調査結果の一部を抜粋して掲載します。

○ 第3回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和3年度(2021年度)実施）

- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 対象者 国内居住のインターネットパネルモニター
- ・ 回収数 10,128
- ・ 調査期間 令和3年(2021年)4月30日から同年5月11日まで

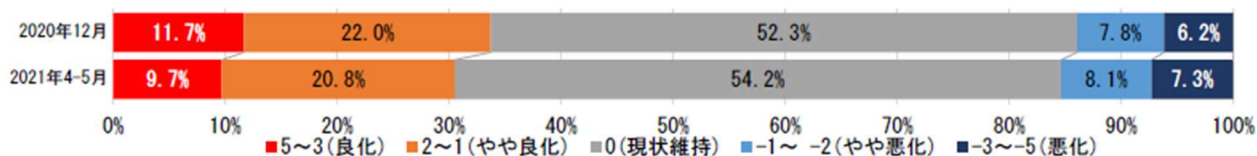
□ 社会の変化等

デジタル化については良くなっていると感じている人が上回っている一方で、その他の質問では悪化していると感じている人が上回っています。

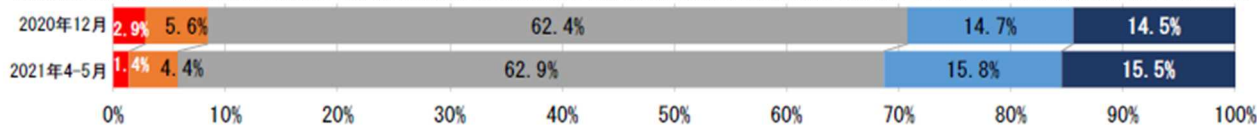
図表 社会の変化等（対象者：全員）

質問 自分自身の暮らしのデジタル化が進んでいると感じますか。

※+5点～-5点までの11段階評価で回答。「非常に良化している」が+5点、「現状維持」が0点、「非常に悪化している」を-5点としている。以下の質問も回答の選択肢は同じ。



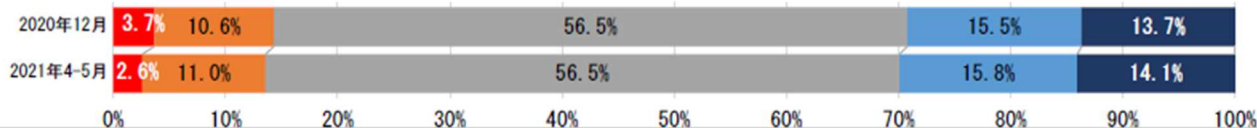
質問 地域のつながりや助け合いが広がっていると感じますか。



質問 職場・地域・行政等の変化が進んでいると感じますか。



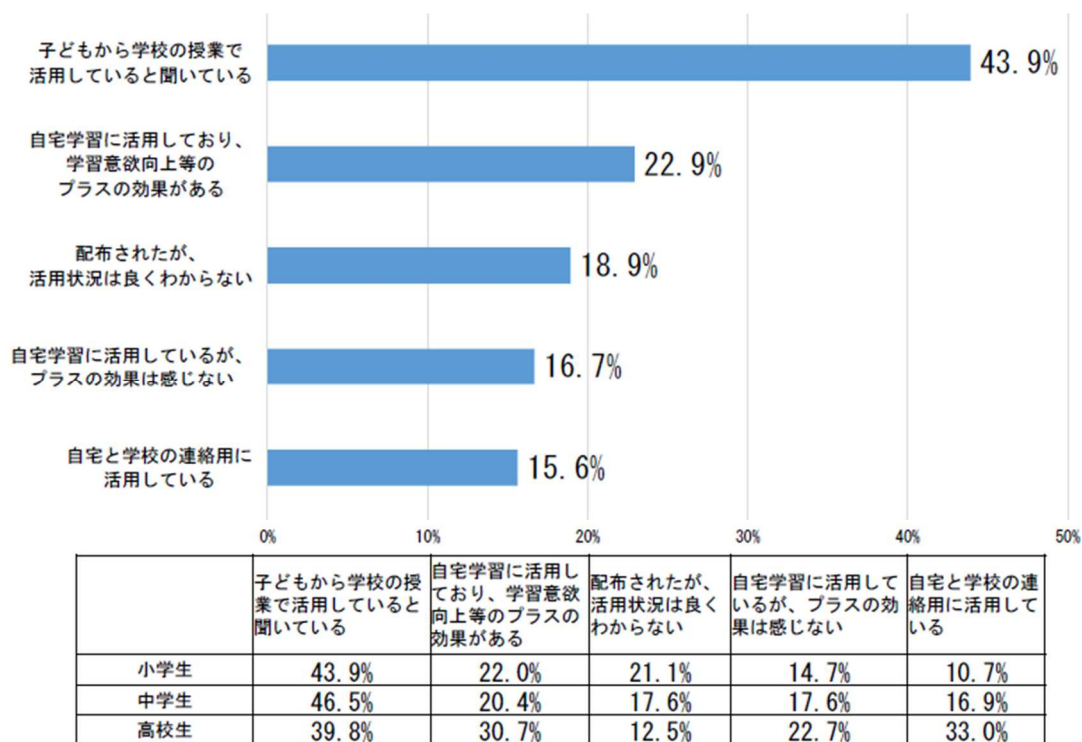
質問 地域環境問題などの国際的課題への取組が広がっていると感じますか。



□ 子どものデジタル端末の活用

半数弱の割合で端末が活用されており、自宅学習や学校との連絡への活用が見受けられます。

図表 子どものデジタル端末の活用（対象者：1人1台端末を配布された子どもの親）



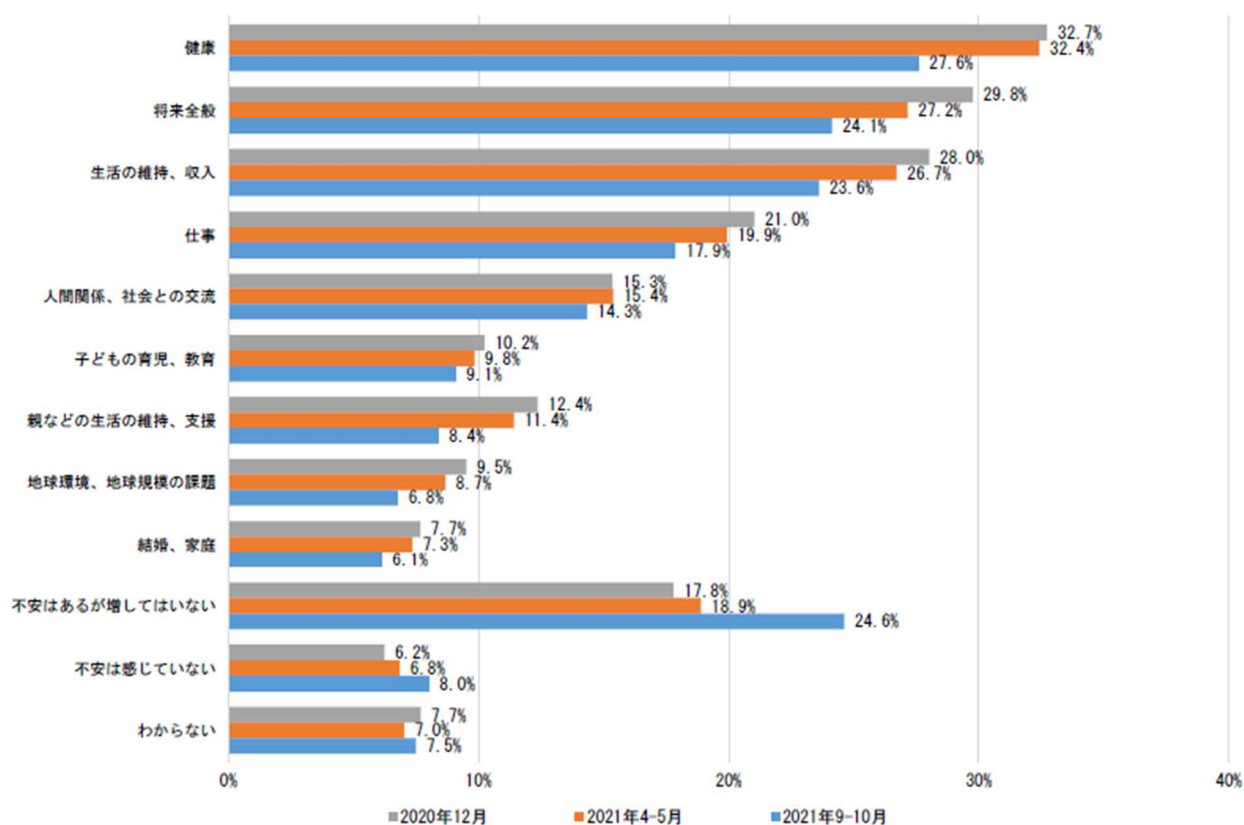
○ 第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和3年度(2021年度)実施）

- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 対象者 国内居住のインターネットパネルモニター
- ・ 回収数 10,128
- ・ 調査期間 令和3年(2021年)9月28日から同年10月5日まで

□ 不安の増加

新型コロナウイルスの感染拡大前と比較して、健康に関する不安が最も増加しています。また、生活の維持、収入、仕事といった、日常生活に直結する不安の増加が多く見受けられます。

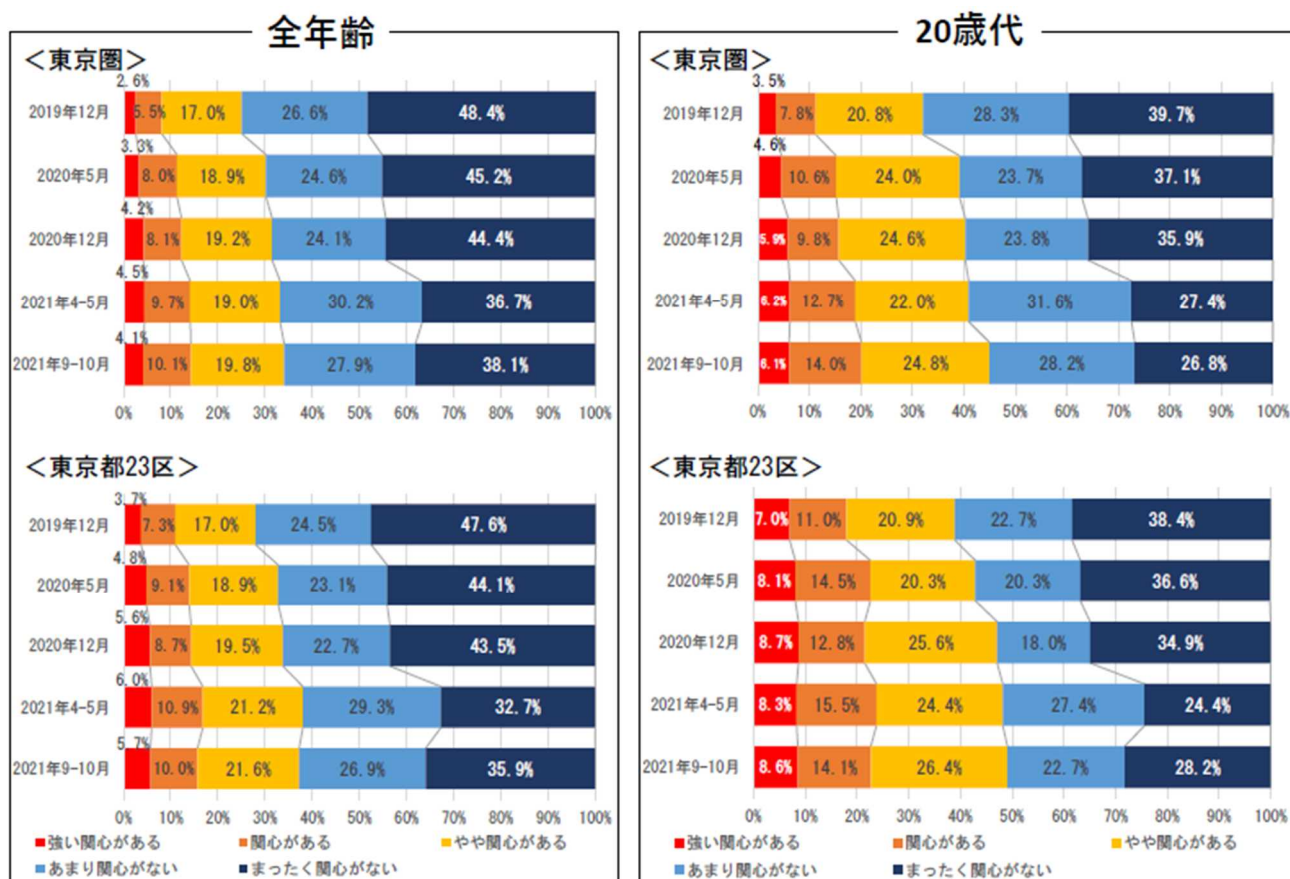
図表 不安の増加（対象者：全員）



□ 地方移住への関心

年代にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大前と比較して、地方移住への関心の増加がうかがえます。

図表 地方移住への関心（対象者：東京圏在住者）



第2章 新座市の現況

第6節 まちづくりの基本的な課題

これまで概観してきたように、新座市は東京都心からの良好なアクセスを有しながら、豊かな自然にも恵まれたまちです。新座市はこれまで、こうした自然と調和した都市基盤の整備を図ることで、誰もが住みやすいと感じるまちの実現に努めてきました。

今後も、人口減少や少子高齢化の急速な進行、環境問題に対する世界規模での取組の必要性、自然災害や未知の感染症などのリスクなど、新座市を取り巻く社会状況が変化していく状況にあっても、将来にわたって持続し、発展するまちを目指して市政を推進していく必要があります。

市政を推進するに当たっては、子どもから高齢者までの全世代を対象とした取組を進めることはもちろんですが、SDGs[※]の達成も目指し、より長期的な観点からまちづくりに取り組み、まちの持続可能性を確保していくことも求められます。

このような視点を踏まえた上で、新座市を取り巻く社会状況や市民意識調査結果なども考慮しながら、今後10年間にわたって新座市が特に取り組んでいくべき「まちづくりの基本的な課題」を次のとおり整理しました。

【子育てと子どもの成長を支えるまちをつくる】

全国的な傾向と同様、新座市においても少子高齢化が進行しており、年少人口、生産年齢人口が減る一方、老年人口が増加しています。さらに、合計特殊出生率[※]については、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っているのが現状です。こうした傾向は今後も続くことが予測される中、新座市がこれからも活気あふれるまちとして発展していくためには、子育てや子どもの成長をまち全体で支えていくことが重要です。

このため、今後も子育てと仕事の両立への支援や地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり、児童相談の充実などに努め、子育てがしやすく、子どもがのびのびと育つまちづくりに取り組む必要があります。

また、教育については、地域との協働で子どもたちの豊かな成長を支えていくとともに、Society 5.0[※]にも対応できる子どもを育成するために、ICT[※]の更なる拡充やICTを活用した問題解決力の養成、グローバル人材の育成に向けた外国語教育の充実など、将来を見据えた教育環境の整備も求められます。

【安全・安心なまちをつくる】

近年、地球温暖化の影響による各地での異常気象や、地震などの大災害に加え、新たな感染症の発生により、新座市においても、市民生活の基礎となる安全・安心な環境の実現に対する要望が高まっています。こうした中、災害に強い都市空間の整備（ハード面）や、地域防災力の向上（ソフト面）などの防災・減災対策を始めとして、ウィズコロナ、ポストコロナにおける取組を進めていく上では、市民が安全に安心して暮らすことができる環境を確保していくことを大切にしながらまちづくりに取り組む必要があります。

市民生活の安全性の向上に向けては、「自助」の取組を基礎としながら、「互助」、「共助」、「公助」の支え合いによる取組が重要です。今後も引き続き、地域や事業者と連携し、安全・安心なまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

また、都市インフラを始めとした、公共施設等の老朽化が全国的に問題となっています。新座市の公共施設等の多くは整備後30年以上が経過し、更新が集中することが見込まれており、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの計画的な実施と、それに伴う財政負担の軽減・平準化が求められます。

【魅力的で住みやすいまちをつくる】

新座市の人口は長年、緩やかな増加を続けてきましたが、現状の人口動態のまま推移した場合には、将来的に人口減少が進行することが予測されています。人口減少を抑制し、持続可能なまちへの発展につなげていくためには、首都近郊に位置する利便性を有しながらも自然が豊かな新座市の魅力をいかして、市民には住み続けたいと感じてもらい、市外の人にはまちに関心を持ってもらった上で、更には住んでみたいと思ってもらうための取組を積極的に進めることが求められます。

このため、今後も土地区画整理事業[※]の計画的な実施などにより、地域ごとの特性を踏まえながら、にぎわいや活気を生み出す都市機能の充実や交通利便性の向上を図り、自然とのバランスに配慮した良好な住環境を創出することが重要です。

また、武蔵野台地の強固な地盤であることに加え、東京都心との良好なアクセスや住宅購入のしやすさなど、新座市の特性を踏まえた積極的なシティプロモーション[※]に取り組む、特に子育て世代を含む若年層を惹きつけるまちづくりを進める中で、新座市のブランド力向上を図っていくことが大きな課題となっています。

さらに、新型コロナウイルスの影響による社会変容を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据えたまちづくりを推進することが重要です。特に、国を挙げたDX[※]の取組が加速化していく中、コロナ禍を経て、複雑化・多様化する市民ニーズに適切に対応するため、デジタル技術の更なる活用により市民への利便性を高め、住みやすいまちを実現していく必要があります。

第 2 編 基本構想

- 第 1 章 基本方向
- 第 2 章 将来都市像
- 第 3 章 基本政策

第1章 基本方向

前編「序論」において整理した「まちづくりの基本的な課題」を受けて、新座市が目指すまちづくりの三つの基本方向を次のとおり示します。

子どもがのびのびと育つまち

⇒ 家庭、地域、学校、行政が手を携えながら、子どもの成長を見守り、応援するため、未来を担う子どもたちが健やかにのびのびと育つことができるまちづくりを進めます。

安心して暮らすことができるまち

⇒ 「自助」、「互助」、「共助」、「公助」※の理念を踏まえつつ、日々の生活での不安を和らげ、市民一人一人が日常に幸せを感じながら、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

住みやすく魅力的なまち

⇒ 豊かな自然と都市の利便性が調和した理想的な住環境の中で、誰もが誇りを持って充実した生活を送ることができる新座市ならではの魅力があふれるまちづくりを進めます。

これからの10年間は、三つの基本方向を念頭に置いた取組を進めることとしながら、次章に掲げる「将来都市像」の実現を目指します。

第2章 将来都市像

前章の基本方向に沿って、総合計画の目標年次である令和14年度(2032年度)において、本市が目指すべき将来都市像は、次のとおりとします。

【将来都市像】

**未来もずっと
暮らしに『プラス』が生まれる
豊かなまち 新座**

東京都心から近く、都市の利便性を有しながらも、市内を歩けば身近に自然を感じ、憩いの空間も併せ持つまち、新座市。

この恵まれた環境での暮らしの中では、子育てのしやすさ、学習環境の快適さ、地域の絆が育む安心やにぎわいなど、新座市ならではの豊かな魅力によって、住んでよかったと思うことができる「プラス」が生まれています。

人口減少・少子高齢化という全国的な問題が進行する中でも、新座市は、今ある魅力を更に磨いて未来につなぎ、これからもずっと「プラス」が生まれる人々の笑顔と活気にあふれた豊かなまちであることを目指します。

【基本構想の構造イメージ】

まちづくりの
基本的な課題

社会情勢や市民意識調査結果などを考慮して整理

課題1

子育てと子どもの
成長を支える
まちをつくる

課題2

安全・安心な
まちをつくる

課題3

魅力的で
住みやすいまち
をつくる

基本方向

全ての取組を進めるに当たって基本とする方向性

子どもが
のびのびと
育つまち

安心して
暮らすことが
できるまち

住みやすく
魅力的なまち

将来都市像

基本方向の先に見据える将来像

未来もずっと
暮らしに『プラス』が生まれる
豊かなまち 新座

基本政策

将来都市像の実現に向けて

基本政策1 [福祉健康]

みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち

基本政策2 [教育文化]

生きる力と生きがいを育むまち

基本政策3 [都市整備]

やすらぎと利便性が共存するまち

基本政策4 [市民生活]

にぎわいと環境が調和するまち

基本政策5 [安全安心]

安全・安心を実感できるまち

基本構想の推進のために

第3章 基本政策

前章で示した「将来都市像」を実現するため、分野ごとの施策の大綱として、基本政策を次のとおり示します。

基本政策Ⅰ みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち 【福祉健康】

未来の新座市を、誰もが幸せを感じて暮らすことができるまちにするためには、一人一人が自分を大切にしながら、互いを理解して、共に支え合う社会づくりを進めていくことが大切です。

このため、いつまでも住み慣れた場所で安心して暮らすことができるよう、地域で互いに協力して支え合うための仕組みづくりを推進します。

また、安心して子どもを産み、成長の喜びを実感しながら子育てができる環境の整備や支援の充実のための取組を推進します。

さらに、誰もが生涯にわたっていきいきと自分らしくいられるよう、それぞれに適した支援の充実を図るとともに、社会保障制度の適正な運用を推進します。

【基本政策推進のための施策領域】

- 子育て支援
- 高齢者福祉
- 障がい者福祉
- 生活困窮者支援
- 健康づくり・保健衛生
- 国民健康保険・国民年金
- 地域福祉

施策領域の基本方針

○子育て支援

未来を担う子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、支援等の充実を進めます。

○高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、介護予防・健康づくりの充実を図るとともに、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう包括的なケア体制の充実を図ります。

○障がい者福祉

互いに支え合う共生社会の実現に向けて、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を基に、自立や社会参加に向けた支援や、心身のバリアフリー※化に向けた環境づくりを進めます。

○生活困窮者支援

生活に困っている方が抱える様々な課題に対応できるよう、包括的な相談体制の充実に努めます。また、生活の安定と自立の促進に向け、状態に応じて必要な支援を行います。

○健康づくり・保健衛生

市民が心身ともに健康で安心して暮らせるよう、普及啓発等により健康管理意識を高め、地域での健康づくりのための取組を支援するとともに、検（健）診等の保健予防事業を推進します。

○国民健康保険・国民年金

国民健康保険制度の安定的な運営のため、適正な課税及び収納率の向上に努めるとともに、健康診査の充実など、被保険者の健康の保持・増進のための保健事業の充実を図ります。また、市民の年金受給権の確保に向けて、国民年金制度の周知を図ります。

○地域福祉

地域共生社会※の実現に向けて、関係機関との連携を基に、地域が主体的に地域生活課題を把握して解決できる環境づくりを進めます。また、関係機関と協働して、様々な地域生活課題に対する相談体制の充実を図るとともに、包括的な支援の提供を進めます。

基本政策2 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】

未来の新座市を、子どもたちが健やかに育ち、誰もが生きがいを持って暮らすことができるまちにするためには、いつまでも自らの可能性を伸ばすことができる環境づくりを進めていくことが大切です。

このため、子どもたちが、家庭や地域でのびのびと学ぶことができる機会の充実を図るとともに、安心して自分の将来に向かって学習できる教育環境づくりを推進します。

また、生涯にわたって学び、その成果をいかすことができる機会の充実を図るとともに、地域の文化資源の保存と活用に取り組みながら、文化・スポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。

【基本政策推進のための施策領域】

- 就学前教育
- 学校教育
- 青少年健全育成
- 生涯学習
- 文化芸術
- スポーツ・レクリエーション

施策領域の基本方針

○就学前教育

子どもたちの健やかな成長のため、家庭・地域での学習機会を充実し、教育力の向上に努めるとともに、就学前教育と小学校教育の円滑な接続のため幼稚園・保育園・小学校の連携の充実を図ります。

○学校教育

未来を担う、全ての児童生徒が主体的・対話的な深い学びの視点からより充実した学習機会が得られるよう、教育活動の質の向上及び教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって安心して学ぶことができる学校を実現します。

○青少年健全育成

青少年の健やかな成長を促すため、安全・安心な居場所の確保と様々な学習・体験活動の機会の充実を図ります。また、青少年を取り巻く社会的課題の解決に向け、地域全体で取り組む環境づくりを進めます。

○生涯学習

全ての人に生きがいのある、充実した生活を実現するとともに、活力ある地域社会を実現するため、自発的な学習活動への支援や学習機会の充実と学習施設の整備を進めるとともに、学習成果の活用機会の創出に努めます。

○文化芸術

誰もが文化芸術活動に参加しやすい機会の充実を図るとともに、伝統的な文化を継承・発展させるまちづくりを推進します。また、地域の歴史的資産である文化財の保存・活用を通じて、地域への愛着を育みます。

○スポーツ・レクリエーション

誰もが生涯にわたって、健康で充実した生活を送ることができるよう、安全に利用できる施設の整備や参加しやすい機会の創出に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションの振興のための人材育成・活用を推進します。

基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

未来の新座市を、誰もが身近に自然を感じながら、快適に暮らすことができるまちにするためには、暮らしを支える都市機能が充実した住環境づくりを進めていくことが大切です。

このため、地域ごとの特性に応じながら、新座市の魅力や価値を高めて更なる発展を目指すとともに、人にも環境にもやさしい持続可能なまちの実現に向け、計画的なまちづくりを推進します。

また、生活の基盤となる道路の整備・充実に取り組むとともに、公共交通の更なる可能性を追求し、交通利便性の確保に向けた取組を推進します。

さらに、市民の憩いの場となる公園の充実や緑地の保全に取り組むとともに、生活に欠かせない水の安定した供給や豪雨等の発生時も想定した下水道施設の整備や維持管理を推進します。

【基本政策推進のための施策領域】

- 都市づくり
- 公共交通網
- 公園・緑地
- 道路
- 河川・水路
- 上水道
- 下水道

施策領域の基本方針

○都市づくり

市民の生活環境をにぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間とするため、自然環境に配慮しながら、土地区画整理事業[※]の推進などによる有効な土地利用に努めます。また、まちづくりに当たっては、ユニバーサルデザイン[※]及びバリアフリー[※]に配慮します。

○公共交通網

市民の交通利便性の向上のため、都市高速鉄道12号線[※]の延伸実現を目指すとともに、既存の公共交通網の利用環境の向上や案内機能の強化など総合的な公共交通の機能強化等を推進します。

○公園・緑地

あらゆる世代の方が地域交流などの憩いの場として利用できる公園の整備に努めます。また、雑木林を始めとする自然環境を保全し、自然と調和した都市空間の構築を推進します。

○道路

誰もが安全で快適な暮らしを送ることができるよう、道路・橋梁の整備を進めるとともに、定期的な調査により現状把握することで、計画的な補修による長寿命化に努めます。

○河川・水路

河川・水路の安全性の確保のため、貯留・浸透施設の設置など雨水流出抑制を推進し、あわせて親水空間として、市民が親しめるよう周辺環境の整備に努めます。

○上水道

水道事業の健全な経営を確保するとともに、安全で衛生的な水を安定的に供給できるよう、水質保全のための整備や設備の老朽化等への対応を行います。

○下水道

下水道事業の健全な経営を確保するとともに、公共用水域の水質保全のための整備や、降雨の局地化・激甚化に備えた雨水管網の整備や設備の老朽化への対応を行います。

基本政策4 にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】

未来の新座市を、誰もが豊かで快適に暮らすことができるまちにするためには、人とのつながりを深め合い、にぎわいと環境が調和する地域づくりを進めていくことが大切です。

このため、多様な主体による地域活動への支援を推進します。

また、都市農業の振興や商工業者への支援を通じて、地域経済活動の活性化を図るとともに、都市基盤の整備等を通じた新たな雇用の創出に努めていきます。

さらに、豊かな暮らしを守り次の世代へと引き継ぐため、環境保全や循環型社会^{*}の促進に向けた取組を推進します。

【基本政策推進のための施策領域】

- 地域活動
- 地域経済振興
- 環境保全
- 生活環境

施策領域の基本方針

○地域活動

地域で支え合いながら、にぎわいあるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの活性化や、幅広い世代が自主的な活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

○地域経済振興

豊かで魅力的な地域経済をつくるため、農業・商業・工業の振興や充実を図ります。また、誰もが安心して暮らせる消費者被害のない環境づくりに向け、情報発信や啓発、相談体制の充実に努めます。

○環境保全

カーボンニュートラル*の実現に向け、環境負荷低減に向けたライフスタイルの構築や再生可能エネルギー*等の導入を推進します。また、循環型社会の形成に向け、資源の再利用の促進、ごみ処理体制の充実に努め、持続可能な社会の形成を図ります。

○生活環境

新座市の豊かな自然を守り、良好な生活環境を創出するため、様々な公害に適切に対応するとともに、身近な環境の美化や自然環境の保全に向けた取組を推進します。

基本政策 5 安全・安心を実感できるまち【安全安心】

未来の新座市を、誰もが穏やかに笑顔で暮らすことができるまちにするためには、日々の暮らしの中で安全・安心を実感できる環境づくりを進めていくことが大切です。

このため、災害への備えを充実させ、被害を最小限に抑えられるよう、自助・互助・共助・公助[※]の役割を踏まえたそれぞれの主体の連携による地域防災力の強化を推進します。

また、犯罪などの日常生活における様々な不安の解消に向けた取組を推進し、市民の平穏な暮らしを守ります。

【基本政策推進のための施策領域】

○危機管理

○危機管理

（防災・消防）

市民の生命と暮らしを守り、災害に強いまちづくりを推進するため、災害発生時に備えた防災対策や災害発生時に即応できる防災体制の整備を推進します。

市民への防災意識の向上を図るとともに、地域における自主防災活動の強化に向けた取組を推進します。また、消防団の機能強化を図るとともに、消防水利の充足を図ります。

（防犯）

多様化・複雑化する犯罪から市民の平穏な暮らしを守るため、防犯に対する意識啓発や地域における防犯活動の充実を図るとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めます。

（危機管理）

大規模な事故・事件、武力攻撃事態、新たな感染症などの危機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制を構築します。

基本構想の推進のために

未来の新座市が、持続可能なまちとして発展していくためには、SDGs※が掲げるゴールを意識しながら、基本政策として掲げた目標を着実に推進していく必要があります。

このため、未来の新座市を、市民を始めとする様々な主体と共に創っていくという認識の下、まちづくりのプロセスの共有を図りつつ、それぞれの主体の視点や価値観をいかしながら、各種取組を推進します。

また、市民一人一人の人権を尊重しながら、それぞれが持つ多様性を認め合うことができる意識の醸成に向けた取組を推進します。さらに、新座市の魅力を市内外に発信し、効果的にシティプロモーション※を展開します。

市政運営に当たっては、時代に即した行政運営の効率化・高度化を図るとともに、将来を見据えた公共施設等の適正な管理を推進します。また、財源の確保や事業の見直しを通じて財政の健全化を進め、新座市の発展に向けてバランスに配慮した財政運営を推進します。

【基本構想推進のための施策領域】

- 共創のまちづくり
- 人権
- シティプロモーション
- 行財政運営

施策領域の基本方針

○共創のまちづくり

市民を始め、各種団体や民間企業などの多様な主体と行政が連携し、それぞれが持つアイデアやノウハウ、活力といった資源を大いに活用しながら、まちの発展や課題解決に共に取り組んでいく「共創のまちづくり」を市政の基本姿勢として掲げ、各種取組を推進します。

○人権

市民一人一人の人権を尊重しながら、互いの多様性を認め合うインクルーシブ社会[※]の実現を目指し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深める取組を進め、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりを推進します。

○シティプロモーション

様々なメディアを活用しながら、本市の魅力を積極的に市内外に発信し、市民のまちへの愛着や誇り（シビックプライド[※]）の醸成を図るとともに、戦略的に市外における本市の認知度を向上させることで、定住人口や交流人口の拡大を図ります。

○行財政運営

将来にわたる持続可能なまちの実現に向けて、社会状況や市民ニーズの変化に対応するため、常に変革の視点を持ちながら、ICT[※]の利活用促進による行政サービスのデジタル化を図るなど、戦略的かつ効率的な行政運営を行います。

市税等の自主財源の確保や受益者負担の適正化などを通じて、歳入規模に応じた歳出構造への転換を図り、健全な財政運営を行います。

公共施設を維持管理していくため、将来的な見通しや時代のニーズを踏まえた適正配置や複合化を進め、財政負担の平準化を図りながら、計画的な建て替え、改修及び統廃合を行います。

急速な社会環境の変化に柔軟かつ機動的に対応できる市政運営を行うため、職員数の適正管理の下、職員力・組織力の効果的な向上を進めます。

